飯田市立病院診療録等のスキャナ等による電子化保存に関する実施計画

令和5年11月10日作成

- 1 スキャナ等により電子化して保存するもの
 - (1) 飯田市立病院が所有する紙媒体で作成した医療情報を含む文書等
- 2 運用管理規程の作成と妥当性の評価
 - (1) 上記1のスキャナ等による電子化保存にあたっては、運用管理規程を定める。
 - (2) 当該規程に対して、中央病歴管理室において毎年度一度以上現状に照らした評価を行う。 なお、評価結果で見直しの必要が発生した場合は、診療情報管理委員会において随時改定を行 う。
- 3 作業責任者及び作業担当者の特定
 - (1) 作業責任者を医療情報部内の職員をもって充てる。
 - (2) 作業担当者は、医療情報部病歴管理係員とする。
- 4 患者等への周知手段及び異議申し立てへの対応
 - (1) 周知手段は、院内掲示またはホームページとする。
 - (2) 異議については、口頭もしくは書面による申し立てを患者相談窓口で受け付ける。 異議申し立てを行った患者等の情報は電子化を行わない。
- 5 相互監視の実施体制
 - (1) スキャナ等による電子化保存にあたっては、作業担当者が当日作業分のスキャン内容の確認 を相互に行う。
- 6 実施記録の作成及び記録項目
 - (1) スキャナ等による電子化保存した場合は、実施内容を記録する。
 - (2) 記録する項目は、スキャン対象の患者 I D、取り込み文書枚数、取り込み日、作業担当者とする。
- 7 事後の監査人選定及び監査項目
 - (1) 監査人を作業責任者とする。
 - (2) 監査人は、無作為に患者を抽出し、実施記録、紙媒体、電子化されたデータを突き合わせる。
- 8 スキャナ等で電子化保存してから破棄までの期間及び破棄方法
 - (1) スキャンをした紙媒体等については、一定期間経過後に融解処分、焼却処分とする。
 - (2) 当該期間は、診療情報管理委員会において定める。
- 9 計画の期間

令和5年11月10日から、スキャナ等による診療諸記録の電子化保存が必要なくなる日まで